

# 真岡市議会災害時BCP(業務継続計画)を策定しました

BCP(業務継続計画)とは、Business Continuity Planの頭文字をとった言葉で、議会機能をおおむね平常に運用できるまでの期間を想定し、当該期間における議会、議員等の役割や具体的な取り組みなどについて定めた計画のことです。

市議会には予算や条例などの決定、行政運営のチェック、市民ニーズの把握と政策提言などの大切な役割があります。そのため、災害等の非常時においても議会の機能を維持するための体制や、議員の行動基準をまとめた対応マニュアルを策定することが求められていました。

こうした中で、地震や水害などの自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症のような新たな脅威にも迅速に対応し、議会の役割を維持することができるよう、議会活性化等検討委員会が中心となって議論を重ね、真岡市議会災害時BCPを策定しました。全議員の同意を得て、9月1日の防災の日から施行されました。

## ○真岡市議会災害時BCPの概要

### 1 対象とする災害

- (1) 地震 震度6弱以上の地震が発生したときなど。
- (2) 風水害 市内に特別警報が発表された場合など。
- (3) 感染症 新型インフルエンザ等により緊急事態宣言が行われた場合や市内に大きな混乱や経済的損失が発生した場合など。
- (4) その他、大規模火災などの災害も対象としています。

### 2 議会の役割

真岡市議会災害対策支援本部を設置し、真岡市災害対策本部と連携し、迅速かつ的確に災害対応や感染拡大防止対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行います。また、復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議します。

### 3 議員の役割

地域の一員として災害復旧活動に協力・支援を行いながら、地域の被災状況や感染症による市民生活への影響などの情報を収集します。

### 4 真岡市議会災害対策支援本部の設置

真岡市災害対策本部が設置され、議長が必要と認めるときは、真岡市議会災害対策支援本部を設置します。議長を本部長、副議長を副本部長とし、議会運営委員会の委員を本部長とし、議員の安否確認、災害に関する情報の共有、国や県その他関係機関への要望などを行い、市と連携して災害対応にあたるための事務などを行います。

### 5 議員の行動基準

災害や感染症の状況に応じた議員の行動の基準を定めます。

- (1) 本会議開催中に災害等が発生した場合

議長は、直ちに本会議を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保します。被害が想定される場合は、議決を経て延会などの対応をすることができます。

- (2) 議員が登庁していない場合

議員は、地域における被災者の安全確保、避難所への誘導などにできる限り協力します。ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁します。

- (3) 感染症が発生した場合

感染拡大の状況を「発生早期」「県内感染期」などの段階に分け、各段階に応じた行動基準に沿って行動します。

※真岡市議会ホームページに議会BCPを掲載しましたので、詳しくはそちらをご覧ください。

